

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>事業</u>を休止し、又は再開したとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 純財産額(金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額)が3億円を下回ったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>金融商品取引業者</u>にあつては、自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき、銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき)、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が200パーセント及び100パーセントを下回ったとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 総株主の議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされ</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>営業</u>を休止し、又は再開したとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 純財産額(<u>証券会社又は外国証券会社</u>以外の者にあつては、純資産額)が3億円を下回ったとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>証券会社又は外国証券会社</u>にあつては、自己資本規制比率が140パーセント及び120パーセントを下回ったとき、銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセント及び4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセント及び2パーセントを下回ったとき(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき)、保険会社にあつては、ソルベンシー・マージン比率が200パーセント及び100パーセントを下回ったとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>る株式についての議決権を含む。)</u> 又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。</p> <p>( 9 ) ( 略 )</p> <p>( 1 0 ) <u>金融商品市場の開設者</u>に加入若しくは脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)又は<u>金融商品取引清算機関</u>の清算参加者の資格を取得若しくは喪失したとき。</p> <p>( 1 1 ) <u>金融商品取引業者</u>にあつては、役員が<u>法第 2 9 条の 4 第 1 項第 2 号イ</u>からトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、<u>金融商品取引業者</u>以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>( 1 2 ) <u>金融商品取引業者</u>にあつては、主要株主( <u>法第 2 9 条の 4 第 2 項</u>に規定する主要株主をいう。)が<u>法第 2 9 条の 4 第 1 項第 5 号ニ</u>又はホに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき( <u>外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき。</u>)。</p> <p>( 1 3 ) ( 略 )</p> <p>( 1 4 ) <u>法第 5 6 条の 2</u>に基づくモニタリング調査表を作成したとき。</p> <p>( 1 5 ) <u>金融商品取引業者</u>にあつては、<u>事業報告書</u>を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、<u>業務報告書</u>又は<u>中間業務報告書</u>を作成したとき、<u>証券金融会社</u>にあつては、<u>事業報告書</u>又は<u>中間決算状況表</u>を作成したとき。</p>	<p>( 9 ) ( 略 )</p> <p>( 1 0 ) <u>有価証券市場の開設者</u>に加入若しくは脱退したとき(取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。)又は<u>証券取引清算機関</u>の清算参加者の資格を取得若しくは喪失したとき。</p> <p>( 1 1 ) <u>証券会社又は外国証券会社</u>にあつては、役員が<u>法第 2 8 条の 4 第 1 項第 9 号イ</u>からトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、<u>証券会社又は外国証券会社</u>以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>( 1 2 ) <u>証券会社</u>にあつては、主要株主( <u>法第 2 8 条の 4 第 2 項</u>に規定する主要株主をいう。)が<u>法第 2 8 条の 4 第 1 項第 1 0 号イ</u>若しくはロ又は<u>第 1 1 号イ</u>からハまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>( 1 3 ) ( 略 )</p> <p>( 1 4 ) <u>法第 5 9 条</u>又は<u>外国証券業者に関する法律第 3 1 条</u>に基づくモニタリング調査表を作成したとき。</p> <p>( 1 5 ) <u>証券会社又は外国証券会社</u>にあつては、<u>営業報告書</u>( <u>証券会社に関する内閣府令(平成 1 0 年総理府・大蔵省令第 3 2 号)第 3 2 条第 2 項</u>( <u>外国証券業者に関する内閣府令(平成 1 0 年総理府・大蔵省令第 3 7 号)第 3 0 条第 2 項</u>において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を</p>
--	--

<p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>外国法人である金融商品取引業者</u>にあつては、<u>法第49条の3第1項</u>に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。</p> <p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式</u>(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)に伴い、機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から当該株式併合等に</p>	<p>む。)を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあつては、<u>営業報告書</u>又は中間決算状況表を作成したとき。</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>外国証券会社</u>にあつては、<u>外国証券業者に関する法律第16条第1項</u>に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。</p> <p>(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)</p> <p>第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) <u>取得条件付株式若しくは全種取得条項付種類株式</u>(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)に伴い、機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有する DVP 参加者から当該株式併合等に</p>
--	---

係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) ~ (3) (略)

別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表(第12条第2項関係)

1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乘ずべき率
株券投資証券協同組織金融機関の優先投資証券受益証券	国内の金融商品取引所(法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70

係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該 DVP 参加者に返還するものとする。

(2) ~ (3) (略)

別表 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表

1. 業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、機構取扱有価証券については、以下のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乘ずべき率
株券投資証券協同組織金融機関の優先投資証券受益証券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の70
新株予約権付社債券	国内の証券取引所に上場されているもの	証券取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80

新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)(注3)	10分の80	
<p>(注1) 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、約定値段(各金融商品取引所が定める気配値段を含む。以下同じ。)がある金融商品取引所から当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所とする。</p> <p>(注2) 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がないときは、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該計算する日の前日の基準値段とする。</p> <p>2. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該計算する日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各金融商品取引所の定める普通取引をいう。))に係るものに限る。)の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。</p> <p>3. ~ 6. (略)</p>				<p>(注1) 複数の証券取引所に上場している銘柄については、約定値段(各証券取引所が定める気配値段を含む。以下同じ。)がある証券取引所から当社が定める一定の順位により選択した証券取引所とする。</p> <p>(注2) 最終価格については、当該証券取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。</p> <p>(注3) 当該銘柄が上場されている証券取引所のいずれにおいても約定値段がないときは、当社が定める一定の順位により選択した証券取引所における当該計算する日の前日の基準値段とする。</p> <p>2. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該計算する日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各証券取引所において成立した当該銘柄の売買高(売買立会により成立した普通取引(各証券取引所の定める普通取引をいう。))に係るものに限る。)の最も多い証券取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード(証券コード協議会の定めるものをいう。)の順序とする。</p> <p>3. ~ 6. (略)</p>

## 2. 附 則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。

以 上